

## 三卷本色葉字類抄の漢字音標記 (一)

——直音音注について——

鈴木真喜男

はじめに 色葉字類抄が、わがくに古字書中の白眉的存在であり、院政時代前後の日本語の諸事実の研究に必須不可欠のものであることは、贅言を要しない。この数年来にあっては、色葉字類抄のもつ国語史資料としての多面性とその価値が、逐次、闡明され、また、本書自体の内部構成もあきらかにされつゝある(一)。

筆者も、かねてから、日本漢字音發達史の研究のために、その有力な資料のひとつとして、前田家本三卷本色葉字類抄(前田本字類抄と簡稱する。尊経閣叢刊複製による)のそれを調査対象にとりあげている。全般的報告は、のちの機会にゆずれ、こゝでは、本誌編集者に論文をはたられるまゝに、直音形式の音注について、一二の事実をのべる。

一 前田本字類抄における字音標記は、おゝよそかたかなをもつてなされている(なお、標目の漢字および字音標記のかたかなに声点がさゝれているばあいがある)。この大勢のうちにあつて、反切による字音注と直音形式による字音注とが

散在する。つまり、前田本字類抄は、字音をしめすのに、かたかな、反切、直音の三形式をもつてする(くわうるに、声点がある)。前田本字類抄の字音をとりあげるばあい、これに、本邦漢字音の資料として、これをみるとき、このみつつの標記形式による字音を一概に同一視することは、もとより、はゞかられる。それぐゝの標記による字音の性格を、あらかじめ、たしかめていく必要がある。

二 前田本字類抄の反切および直音の音注に、めをそゝぐとき、たゞちにきづくのは、その所在のかたよりである。

上巻では、反切・直音の音注は、ともに一〇例にみえず、はなはだ僅少である。これに対し、下巻にあつては、反切約一〇〇〇例、直音約一七〇例と、俄然、頻出する。下巻におけるこれらの音注は、古部とか比部とかの、ある部のみ集中するのではなく、ほゞ、下巻全般にわたる。また、部の二十一門よりすれば、天象門より辞字門にいたるあいだにあつて、疊字門以下には、一例をのぞいては(二)、

存在しない。かく、反切・直音の音注は、下巻に集中的に頻出するが、周知のように、前田本字類抄は、中巻と、下巻の一部（由部辭字門の「摺」以下師部地儀門の「承明門」にいたる十二枚）とをかく。したがって、みぎのかたよりも、簡単に、上巻と下巻との差とのみは、みなしえない。

三巻本色葉字類抄の研究の定石にしたがい、黒川家本三巻本色葉字類抄（黒川本字類抄と略称する。古典保存会複製による）を参看する。

黒川本字類抄においては、中巻に、反切約六九〇例、直音約一九〇例、前田本字類抄にかけた下巻の一部に、反切約一〇〇例、直音数例をみることが出来る。そのあらわれかたは、前田本字類抄とほぼ同様である。上巻にあっては、くわえるべき例はない。なお、前田本字類抄における音注例を黒川本字類抄のそれと比較するに、大差はない。

この黒川本字類抄中巻における反切・直音の音注例は、字部より頻出しはじめ、巻末布部におわる。中巻の巻頭他部から無部までのあいだにはあらわれない。

つまり、三巻本色葉字類抄における反切・直音の音注は、僅少例をのぞき、字部よりはじまる。

この事實は、なにを意味するものであろうか。こゝにかんがえあわされるのは、色葉字類抄にみえる、

……今揚色葉之一字為詞条之初言凡四十七篇分為兩卷

……（前田本字類抄による）

自天養比至于治承卅余年補綴无隙部類如舊更加星点……

（みぎにおなじ）

……という序・跋の文句である。すなわち、これまた周知のことながら、山田孝雄博士によれば、原本色葉字類抄は、二巻本であり、原本二巻を増補補綴して、便宜、三巻本にしたたてたのが、三巻本色葉字類抄である。一巻本たる原本は、今日伝存しないが、「伊呂波字類抄の最も古き体裁」をつたえるとみなされる永祿八年書写尊經閣蔵二巻本色葉字類抄は、下巻をウの部からはじめている、という（3）。常識的にかんがえても、いろは四十七を「分チテ兩卷」とするならば、それは、いろはうたの、かみ四句としも四句とにわけた、とみるのが穩当であろう。原本二巻が、かくわかれていたとするならば、反切・直音の音注は、下巻に頻出することになる。さすれば、この反切・直音の音注は、原本から三巻本にいたる補綴の過程において、(A)、下巻のみ、これを増補した、か、(B)、すでに原本に存したそれを、上巻のみが省略した、か、の、いずれかである。

もし、(A)とするならば、上巻をさしおいて、下巻より増補をはじめたことになる。これは、よほどの理由がなければおかしい。(A)が、かんがえがたい以上、(B)がうかびあがる。川瀬一馬氏『古辭書の研究』のくちえ図版九に永祿八年書写尊經閣蔵二巻本色葉字類抄の巻首がかゝげられている。これを見るに、伊部天象門の筆頭「イカツチ」に、すでに反切が注されており、以下頻繁に反切・直音の音注がほどこされている。くちえ図版一葉によるのみでは、なん

ともいへないが、この事例は、やはり注目される。また、前述のとおり、前田本字類抄の上巻にも、少数とはいえ、伊部辞字門、度部辞字門、奴部動物門といった各所に反切・直音の音注が散在する（黒川本も同様である）。この事実も、なおざりにはできない。さりながら、筆者のかぎられなくてもこの資料では、この問題を、これ以上云々することはできない。こゝでは、すなおに、(B)であつたらう、と仮定するにとどめる。

いずれにせよ、反切・直音の音注のほどこしよからみるならば、三卷本色葉字類抄は、不統一である。

確たるうらづけもないまゝに、みぎの仮定をのべたのは、色葉字類抄の補綴の実情をうかゞいたかためである。

さらに、この仮定よりすれば、反切・直音の音注を省略しようとし、しえたにもかゝわらず、なお全巻を通じては、省略しえなかつた不統一の点に、日本漢字音発達史の一時期における諸問題——たとえば、中国語本来の漢字音と、その音注の必要度、和音化の進捗度など——が、ひそんである、と、かんがえられるのである。

三・一 直音（類音とも）形式の音注は、 $x$ 音 $a$ の形式による音注法である。 $x$ は、標音される字であり、 $a$ は注音する字である。以下、 $x$ を標音字、 $a$ を注音字と仮称する。直音形式の音注法は、反切形式のそれに比すると、標

音の精密さはおとるが、簡単であるだけに、又音をしめすのにおゝく利用されるなど、反切とともに併用されることは、韻書にみるとおりである。わがくにの古字書・音義類の音注にも反切と直音の音注があわせもちいられている。

この際、注意すべきは、これらの形式の音注が、中国語本来の字音をしめすとともに、ときとしては、日本化した漢字音の標記に利用されていることである。ことに、直音の音注には、この傾向がつよい。概括的みとおしとしては、反切は、漢字音としてのたゞしい字音をしめそうとしているのに対し、直音は、その性格から、日本漢字音をしめすこともおゝい、といゝうるごとくである。

したがって、日本漢字音の資料蒐集にあたり、直音形式の音注は、まず、中国語本来の字音をしめしているか、あるいは、日本漢字音をしめしているか、に、えりわけの必要がある。

三・二 三卷本色葉字類抄にみえる直音の音注について、みぎの作業をこゝろみる。

上巻下巻は、前田本字類抄により、黒川本字類抄を参照する。前田本字類抄にかけた中巻と下巻の一部は、黒川本字類抄による。

三卷本色葉字類抄の直音音注も、おゝむね標目の漢字 $x$ に対し、「 $x$ 云 $a$ 」の形式をとっている（「云」は「音」の略号）。注音字は、普通、標音字たる標目漢字のしたにこがきされているが、標目漢字のみぎわきにこがきされている例

が約一割あり、さらに、ひだりわきにかゝれた例が少数ある。標目漢字の左右にかゝれた例は、反切形式の音注にもみられる（前田本字類抄の、標目漢字のよこに、こがきされた注音字には、一旦、書写をおえたのちにかきくわえられたか、あるいは、別筆か、と、うたがわれるものがすくなくない。これも複製のことゆえ、存疑にとどめる）。この事実も無視できぬものにかんがえる。

三卷本色葉字類抄の直音音注は、これを整理すれば、やはり、

一 切韻系韻書に一致するもの、

二 切韻系韻書に合致しないもの、

に、二大別される。全用例中、約九分の八までが一に属する。これは、三卷本色葉字類抄の特徴とみなすことができる。すくなくとも、新訳華嚴經音義私記の直音音注に比するときは、この感がふかい。新訳華嚴經音義私記の直音音注二〇六例中、切韻系韻書に合致するのは、五分の一弱にすぎないのである（4）。

一は、さらに、広韻にてらせば、

A 標音字の字音がひとつであるもの、

B 標音字の字音が又音を有するもの（又音の指示がないものをもふくめる）

にわけることができるが、A・Bともに、注音字は、広韻の小韻字をもちいることがおゝい。全用例の挙示は省略にしたがい、具体例を一例ずつしめす。（注全体をしめすことは、

省略する。前田本字類抄は、とくに指示しない。黒川本字類抄は、黒でしめす。登部動物門をト・動物のごとくしめす。このしたに、ミ乃至ヒとあるのは、注音字が標音字のみぎよこ乃至ひだりよこにあることをしめす。）

Aの例。

廿 云入

（ハ・員数）

の「廿」は、広韻（以下おなじ）緝韻人執切、「入」字を小韻字とする。かゝる例が、もっともおゝい。

漣 云鹿

（シ・辞字）

の「漣」「鹿」は、ともに屋韻盧谷切、「祿」の小韻に属する。

Bの例。

盛 云成

（モ・辞字）

の「盛」は、平声清韻と去声勁韻に属する。清韻のそれは、「成」を小韻字として是征切又時正切、勁韻のそれは、小韻字「盛」、承正切又音成、とある。

教 云交

（シ・辞字、ミ）

の「教」は、平声肴韻に「交」を小韻字として、古肴切又古孝切、および去声効韻に「教」を小韻字として、古孝切とある。

宿 云肅

（黒、ヤ・地儀）

の「宿」は、去声宥韻に「秀」を小韻字として、息救切又音夙、入声屋韻に「肅」を小韻字として、息逐切又息救切、とある。

輓 云展

（キ・辞字）

の「輓」は、上声彌韻に「展」を小韻字として、知演切、去声線韻に「輓」を小韻字として女箭切、とある。

三・三 二の、広韻に合致しないものにうつる。

二に属する音注こそ、日本漢字音としての字音に関するもの、と期待される。しかし、このうちには、日本漢字音それ自体に関するものではなくして、書写に際し、字形のよりに起因する誤写、と目されるものがふくまれている。この識別は、肝要である。誤写とみなしうる全用例をかゝげる(5)。

- |    |    |     |            |
|----|----|-----|------------|
| 15 | 松瀦 | 云猪  | (黒、マ・植物)   |
| 14 | 瘠  | 云箱  | (黒、ヤ・人事)   |
| 13 | 鵝鸚 | 上云俊 | (黒、ヤ・動物)   |
| 12 | 頷  | 云冷  | (黒、ク・人体)   |
| 11 | 駟  | 云銷  | (黒、ク・動物)   |
| 10 | 愆  | 云怠  | (黒、ク・地儀)   |
| 9  | 鞞  | 云龍  | (黒、オ・雑物)   |
| 8  | 類  | 云梅  | (黒、オ・人事、ヒ) |
| 7  | 莅  | 云列  | (黒、ノ・辞字)   |
| 6  | 鋸  | 云慷  | (黒、ノ・雑物)   |
| 5  | 蚤  | 云昇  | (黒、ノ・動物)   |
| 4  | 芒  | 云屯  | (黒、ノ・植物)   |
| 3  | 堙  | 云固  | (黒、ウ・辞字、ミ) |
| 2  | 汜  | 云汎  | (黒、ウ・辞字)   |
| 1  | 鳶  | 云治  | (ト・動物、ミ)   |

16 諒 云高 (黒、マ・人事、ミ)

17 卷 云推 (黒、マ・辞字)

18 瞻 云居 (黒、マ・辞字)

19 函 云感 (黒、フ・雑物)

20 橐 云記 (ユ・雑物)

21 厚 又云候 (ア・辞字)

22 甌 云伏又云長 (黒、ミ・雑物)

23 膈 云希 (ヒ・辞字)

1の標音字は、テキスト「鳶」の「弋」を「戈」とする。訓注に「トヒ」とある。注音字は、「沿」にたゞされる。「鳶」は、仙韻與專切、「沿」を小韻字とする。

2の注音字は、「汎」にたゞされる。標音字「汜」は、凡韻符芝切又音汎。

3の注音字は、「因」にたゞされる。「堙」は、真韻於真切、「因」を小韻字とする。観智院本類聚名義抄(名義抄と簡稱する。日本古典全集のページづけによる)に、「堙」に「因」(法中五二)とある。

4の注音字は、「亡」にたゞされる。「芒」は、唐韻莫郎切又音亡。名義抄「芒」に「亡」(僧上七)。

5の注音字は、「早」にたゞされる。「蚤」は、皓韻子皓切、「早」を小韻字とする。名義抄「蚤」に「早」(僧下二六)。

繁をさける。以下、注音字は、

- 6 據 7 利 8 悔 9 籠

10 || 窓 13 || 峻 14 || 籍 15 || 諸  
16 || 亮 19 || 咸 20 || 託

に、それぐ、たゞされる。このうち、6・7・9・14・15・16・19・20は、小韻字であり、また、6・8・13・15・16・19・20は、名義抄に同様の音注がみいだされる。

11の標音字は、「駙」であろう。さすれば、注音字も「銷」にたゞされる。「駙」は、先韻火玄切、「銷」を小韻字とし、また、霰韻許縣切、「綯」を小韻字とする。名義抄「駙 綯 綿 二音」(僧中一〇六)とある。この「綯」は、「銷」のあやまりであろう。

12の標目漢字は、みぎに「領」字がかきくわえられている。標音字「領」は、感韻胡感切、「領」を小韻字とし、他に、合韻古沓切。「領」も、他に「舍」を小韻字とする覃韻胡男切の音をもつ。いずれにせよ、「冷」なる注音字は、そぐわれない。「舍」などをあやまったものか。

17の注音字は、「捲」乃至「権」をあやまったものか。標音字「卷」は、この字を小韻字とする彌韻居転切、「権」を小韻字とする仙韻巨員切、「卷」を小韻字とする阮韻求晚切、「眷」を小韻字とする線韻居倦切の音をもつ。「捲」は、権・卷・眷の小韻に属する。なお、この標目漢字には、注音字のみぎに反切もかきくわえられている。この反切は、よみとりがたいが、居転反と推定される。

18の標出漢字は、「瞻」にたゞされる。この字は、鹽韻職廉切。注音字「居」は、名義抄によって、この小韻に属

する「占」にたゞされる。

21の標目漢字は、テキスト「原」につくる。訓注「アツシ」、音注「胡口反」により「厚」にたゞされる。「厚」は、この字を小韻字として、注された反切どおり厚韻、それに、「候」を小韻字とする候韻胡遘切。黒川本は、標目漢字のあやまりをそのまゝつたえる。

22の注音字のうち、「伏」は「仗」にたゞされる。

23の標目漢字は、これに付された訓注「ヒル……日氣乾也」により、「晞」にたゞされる。「晞」は、徵韻香衣切、「希」を小韻字とし、その訓注は、「日氣乾也」である。このあやまりも、黒川本は、そのまゝつたえている。

以上二二例、字形のによりによる誤写とみとめて、にくみかえるべきである。

なお、二二例中一九例までが黒川本である点、黒川本字類抄の一面をほのみせている。

四・一 かくて、わずかにのこる用例、すなわち、二に属するものは、左のとおりである。あわせて、標音字・注音字の字音を声類・韻類にわけてしめす。声類は、陸志章氏の「証広韻五十一声類」(6)の所論をまとめ、氏が宋代等韻学の用語と対照したものによる(7)。韻類は、二百六韻による。たとえば、

萍 云平

(並) 青  
(奉) 庚

において、「並」は標音字の、「奉」は注音字の声類、「青」は標音字の、「庚」は注音字の韻類である。なお、二音あるときは、「来・来三」「支・紙」のごとくしめす。

14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
噉 咽	櫛	韁 鞞	踵	鯨 鯢	背	秘	枉	鯁	未 底	器	腿	螻	萍
上云僉	云瑟	下云貢	云瀧	京(倪)言	云斯	云必	云甚	云耿	云頼	云冀	云退	云攫	云平
(琰三 疑三 鹽四)	(櫛二 照二 櫛審二)	(送一 溪一 送見一)	(腫三 照三 江審二)	(庚三 群三 庚見三)	(支精四 支紙 支心四)	(至非 至質 至非質)	(沁日 沁寢 沁禪 沁)	(梗見一 見一 耿見二)	(来三 旨三 隊来 泰来)	(至溪三 至見三)	(賄透 隊透)	(鐸一 影一 鐸匣一)	(青並 庚奉)
(黒、ク・疊字)	(黒、ク・雜物)	(黒、ク・雜物)	(黒、ク・人体)	(黒、ク・動物)	(黒、ク・動物)	(黒、オ・雜物)	(黒、オ・雜物)	(黒、ノ・動物)	(黒、キ・雜物)	(黒、ウ・雜物)	(黒、ウ・人体)	(黒、ウ・動物)	(黒、ウ・植物)

31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15
禪	割	狢	磴	梏	黏 臍	糊	・ 衿	楸	被	笛	筍	俎	鱒	廳	簞	舍
云戰	云曷	云友	云豈	云酷	添(齊二)云	云五	云令	云厥	云彼	云商	云四	云祖	云巽	云丁	云幹	云謝
(仙禪 線照三)	(曷見一 見一 曷匣一)	(有喻四 有喻三)	(灰疑一 疑一 隊尾溪三)	(沃見一 見一 覺沃溪二)	(娘 鹽添透)	(模匣一 匣一 姥疑一)	(静来三 清来三 青来 勁来 徑)	(月群三 月見三 月物)	(紙奉 紙寘 紙非)	(錫定 錫端)	(志心四 至心四)	(語照二 語二 姥精一)	(混從一 混一 恩心二)	(青透 青知 青端)	(早見一 早一 智見一 翰見一)	(馬審三 馬三 馮邪)
(ユ・人事)	(サ・辞字、ミ)	(サ・動物)	(ア・雜物)	(テ・雜物)	(テ・飲食)	(コ・雜物)	(コ・雜)	(コ・地儀)	(黒、フ・雜物)	(黒、フ・雜物)	(黒、ケ・飲食、ミ)	(黒、マ・雜物)	(黒、マ・動物)	(黒、マ・地儀)	(黒、ヤ・雜物)	(黒、ヤ・地儀)

32	辱 <small>コ</small>	云故	(曉匣一見一) 姥暮暮	(ユ・雜物)
33	導	云道	(定) 号 皓	(黒、ミ・辭字)
34	先 <small>レ</small>	云似	(邪) 旨 止	(シ・動物)
35	瑟	云七	(審二) 櫛 質	(シ・雜物)
36	簇	云族	(清一) 屋 從一	(シ・雜物)
37	釐	云僖	(來三) 之 曉三	(ヒ・飲食)
38	蟪	云戰	(禪) 獮 線	(モ・動物、ヒ)
39	罇餅	上云錢	(幫) 鐸 仙・獮	(セ・飲食)
40	磳	云砌	(清四) 隊 清四	(ス・雜物)

以上二に属する四〇例、いずれも、標音字と注音字との対応は、中国語本来の字音にてらせば、ブレのあるものである。しかし、本邦漢字音の音注として、これをみれば、いずれも、無理からぬものである。韻類の対応は、標音字と同韻の字をもって、注音字にあてることがおおい。同韻ならずとも、はなはだあいまいな韻をもって、注するものがほとんどである。韻尾も、入声は入声、唇内は唇内、舌内は舌内というふうには、區別は、まもられている。声類の対応も、ほど、不審とするものはない。

つぎに、注意される例についてのべる。  
 5・8・9・14・15・16・18・19・22・27・28・

31・32は、標音字が二音以上を有するものである。  
 2の注音は、「蠶」に「クワク」という、いわゆる慣用語のあることをしめしている。名義抄に「𧈧𧈧 尺郭上亡(僧下二八)、「郭 禾火ク」(法中三七)とあるのも、これをうらづける。

3は、16とともに、上声の字に対して去声をもって注している。33も、去声と上声のちがいである。

色葉字類抄は、三〇余年にわたる補綴の間に(前田本字類抄による)、「更ニ星点ヲ加」えていることは、跋にみるところである。かく、四声・清濁に意をそぎながら、直音音注では、清濁は別として、四声を、いわば、無視したものが、すくなからず、まじっている。この辺にも、ひとつ、直音音注の、さらにいえば、日本漢字音の、性格がひそんでいる、とかがえられる。

4の標音字「器」の字音は、至韻去冀切であるが、この小韻は、これ一字のみであることも考慮される。

5の注音字は、あるいは「類」をあやまったものであるうか。さすれば、これは、一にくみかえられる。

6は、韻のちがいのみであるが、梗韻と耿韻は、重韻である。すなわち、広韻では、「同用」の韻である。さすれば、この例も、むしろ、一にふりわけられるか、ともおもわれる。

7の、日母を禪母で注するのは、漢音表示であろう。

8は、名義抄の音注「上秘又必」(仏下本一一)である。この二音のうち、質韻に属する「秘」と、これに対す



る注音字「必」との関係は、注意をひく。

すなわち、このばあい「秘」は、鄙密切、「必」は、卑吉切である。つまり、中国の中古漢字音として、これをみれば、かの重紐にかゝわる。重紐は、日本漢字音史上では、上代特殊かなづかいのイ段・エ段の両類に反映する。当面の例を、あてはめれば、「必」は、ヒの甲類であり、「秘」は、ヒの乙類が期待される。したがって、この音注例は、はなはだ興味をひくが、どこまで意味をもたせうるかは、後考をまつほかない。

9は、名義抄もおなじ「上禾之」（仏下本一〇）の音注である。支韻は、之韻と重韻である。

10の音注は、形式がちがう。規範的には、いまだ「鯨」に慣用音「ゲイ」のないことをしめすもの、ともみることができぬ。

11の注音字は、テキスト「隴」につくる。私意をもつて、かりに「瀧」にあらためる。名義抄では、「上腫」（法上七四）である。あるいは、「腫」をかきひがめたものか。さすれば、一にうつる。

12は、名義抄とおなじである（僧中七三）。

13は、35（これには、かなで「シチ」の音注もある）および名義抄の「瑟 禾音七」（法中二四）なる音注とともに、ツ入声のとりいれかたをしめすものである。臻撰のツ入声は、いわゆる漢音「ツ」呉音「チ・ツ」である。

14の注音字は、標音字をはじめ「頰・驗・儉」などの声

符にひかれたものと、かんがえられる。なんらかにたゞさるべきであろう。声符と造音の関係をかんがえさせる例である。

15の注音字は、テキスト「謝」につくる。名義抄の音注（僧中一）を参照して「謝」にあらためる。かくたゞせるならば、これは、審母三等を邪母で注している。いわゆる清音を濁音でうつしたことになる。古代日本語では、濁音は、音韻論的完結体のはじめに位置しない。この原則は、おゝむね原字音の日本化にもおよぶとみなされる。前田本字類抄自体に「謝シヤス」（シ・辞字）の例がある。

17は、名義抄も「上丁谷上長」（法下一〇五）である。

18の注音字は、テキスト「撰」につくる。名義抄の音注（僧下六）により「巽」にあらためた。テキストでは、「鱒マス 鱒マス」とつゞく点よりすれば、「撰」なる注音字は、標目文字「鱒」に対するものが、あやまりまぎれて、うえにうつされたものかもしれない。

19の注音字は、「祖」かともおもわれる。「祖」のばあいは、照二——従四、語——語となる。名義抄の音注は、「上阻」（僧上一〇六）であって、標音字と同音になる。

しかし、「祖」乃至「祖」が「阻」をあやまったものにせよ、かゝる誤写を生じさせる字音・字体のによりに、むしろ、日本漢字音の性格をかゞうべきであろう。

20は、眞至志同用である。これも一にうつすべきか。

21の注音字は、テキスト「商」につくる。私意により、

かりに「商」にあらためる。名義抄「上敵チャク」（僧上八〇）である。

23は、合拗音をそのまま、合拗音で注している。名義抄の音注もおなじい（仏下本一一三）。

25は、注音字のうえに「ゴ俗」という注をあわせもつ。平声を上声で、匣母を疑母で注したのは、呉音的であるが、「俗」をそえたかたかなの音注には、去の声点がある。

26は、娘母を透母で注している。これは、15でのべたところからすれば、当然である。しかし、標目漢語の上字「黏」には、声点が平声に二点さゝれている。この声点二点は、漢語の「黏臍」の第一音節を濁音に発音すべきことを指示している。つまり、注音字「添」は、分析した単字「黏」の日本字音をしめしはするものの、熟合した漢語「黏臍」の語音をしめすものではないとみなされる。

日本語が漢字・漢語を受容するにあたり、単字としての漢字音と、漢語としての語音とは、そこに、ちがいがあつたはずである。日本漢字音の研究は、この二視点よりの追究が必要である。それにもまして、この二者のからみあいこそが研究のかなめとなる。しかして、字音は、漢語に附随して流入したとかがえられる以上、畢竟、日本漢字音の研究は、日本における漢語の研究に止揚されるべきである。ちなみに、元来、反切・直音の音注は、単字としての漢字に付された字音注であつて、語音注ではない。音注が疊字門以下にみえないことも、当然のことではある。

28、29は、名義抄の音注も同様である（法中七、仏下本一一三〇）。

30の注音字は、前田本字類抄では、「易」を「曷」になおしたごとくであり、黒川本字類抄では、標音字のみぎに「易」ひだりに「葛」とかゝれている。名義抄では「上葛」（僧上八六）とする。

32は、名義抄の音注とひとしい（法下九三）。

35は、13にしめしたとおり、名義抄の音注とひとしいが、名義抄のそれが「和音」とある点、注意をひく。

37の標音字には、「キ」の音もあること、名義抄に、

糝谷正上狸  
又許其反（僧下一〇六）

とあることからしられる。

39は、テキストに、

煎餅センヘイ 餠餅同  
上云錢……

とあるものである。（したがって、この音注は「煎」に対するものが、あやまって、したに、うつたのかもしれない。いまは、もとのまゝ、みておく。）これは、「餠」のつくりを「専」とみあやまり、これにひかれた造音であろう。事実、テキストは、「専」なのである。と同時に、この「餠餅」なる漢語が、いまひとつ、よりひろくもちいられる、おなじ意味の漢語「煎餅」をもっていたことが、かゝる造音を可能にした、ともかながえられる。漢語と字音のからみあいの実例のひとつとみることができる。なお、「餠」は、たゞしく

は「ハク」である。前田本字類抄に、

ハクタク  
餽飪……………ハウタウ

(ハ・飲食)

の例がある。

なお注意すべき点もあろうが、大略以上にとゞめる。

四・二 前節にあげた二所属の例は、一所属の例に比し

て、はなはだすくない。かつ、一にうつしうる、とみなされる例を、ふくんでゐる。これは、前述のとおり、特徴的である。それだけに、二所属の音注の性格は注意をひく。

二所属のなかに、名義抄とおなじ音注をもつものがある。この名義抄の音注は、一例以外は、いずれも和音の指示がない。名義抄が、正音、和音等の区別をしようとしていることは、いちじるしい。いわゆる和音の性格も、いまだ、十分あきらかではないが、名義抄にてらすならば、二所属のすべてを、和音とみなすことはできない。

また、色葉字類抄それ自身に、

院 于変反 (匣一 喩三)  
俗云筠 桓・線——真

(黒、キ・地儀)

の一例「俗音」の注記をもつものがある。黒川本字類抄である点、うたがわしくもあるが、とまれ、これは、「院」の慣用音「キン」をしめすものである。山田俊雄氏は、色葉字類抄の「俗」をふくむ注を四分類し、その(1)として、かたかなによる字音標記に「俗」が付された一〇七例をあげ、この「俗は、呉音や和音に相当する字音に大體限られ

て来てゐる」とされた(8)。山田氏の論文は、未完であつて、「俗」の意味も、また、いまだ、十分あきらかではないが、一例とはいへ、**「俗」の注をもつ直音音注がある以上、二所属の例を「俗音」として一括することも、できない。**かたかなによる標音に「俗」のおゝいことも、対照される。

二所属の諸例は、概略、日本漢字音としての受容過程における傾向をしめすものとも、おもわれるけれども、それぞれの性格は、一様でない。現在、各例について、**十分の性格規定をほどこしうるまでには、わたくしの作業は、にえつまっていない。**

#### 注

- 1 山田俊雄「色葉字類抄疊字門の訓読の語の性格」(「成城文芸」第三号)。「色葉字類抄に見える漢字の字体・用法の注記についての研究」(一)(二)(同第二十一号、第二十四号)。「三卷本色葉字類抄の中の漢字音の清濁一、二について」(同第二十五号)。相坂一成「色葉字類抄の一語彙群」(「国語学」第三十三輯)。
- 2 本稿四・一の用例14。
- 3 「伊呂波字類抄解題」(日本古典全集)。
- 4 拙稿「新訳華嚴經音義私記の直音音注」(本誌第十八号)。

本稿中

152、慣両……下堯

の「両」字は、原本「肉」字、すなわち「夷」字をよみとれなかったものである。たゞしくは、

肴韻

123、憤夷……下堯（效—蕭58）

となる。したがって、123以下151までの番号は、ひとつずつくりあがり、第三節中の番号も、これにしたがってかわる。注18は、削除する。

5 単に誤字（うそ字）とみなされるものは、とりあげない。

6 「燕京学報」第二十五期。

7 三根谷徹「韻鏡の三・四等について」（「言語研究」第二十二・二十三号）。対照された宋代等韻学の用語が、かならずしも十全でないことは、この論文の注記にあるとおりであるが、ひとつのこゝろみとして、あえて、もちいてみる。

8 「色葉字類抄に見える漢字の字体・用法の注記についての研究（一）」（「成城文芸」第二十一号）。

つけたり

一 色葉字類抄に、*x*音*a*の形式をもたぬ直音音注がある。このうち、

嬢 上

（ハ・人倫、ミ）

の注音字は、別筆とおぼしいが、黒川本字類抄では、

平声一点がないだけで、かきうつしている。

この音注は、娘母を禅母で注している。これは、日本語にひきうつせば、ヂとジとの混同、すなわち、四つがなの混同例となる。

二

贖

神蜀反  
又云樹

（マ・辞字）

の音注は、広韻とおなじであるが、周祖謨氏『校本広韻』の「広韻校勘記」に、「注云又音樹、案遇韻常句切下無此字」とあるのによって、とりあげない。本稿における広韻は、この書による。

柿

云麋

（コ・雑物）

も、広韻によれば、標音字は方廢切であるが、「校勘記」によって、芳廢切をとる。

三

筧

云鯢

（黒、ク・雑物）

の標音字は、広韻にみえず、諸橋轍次博士の『大漢和辞典』にも「音未詳」とある。名義抄では、同様の音注であって、注音字に平声二点を付する（僧上七九）。

— 本学助教教授 —